



山形県公報

平成21年5月1日(金)
第2039号
毎週火・金曜日発行

目次

規則

○山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………(交通政策課) ……575

告示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(経営安定対策課) ……576
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……577
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 同……………(同) ……578
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の県代行事の完了……………(道路課) ……同

公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施……………(公安委員会) ……同
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……581

規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月1日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第43号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則(昭和51年5月県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(1)中

船の全長	船幅

を

船の全長

に、

着岸時（入出港時最大）喫水		離岸時喫水	
船首 . メートル	船尾 . メートル	船首 . メートル	船尾 . メートル

を

着岸時（入出港時最大）喫水	
船首 . メートル	船尾 . メートル

に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

告 示**山形県告示第489号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.65%」を「年0.60%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年4月20日から適用する。
- 平成21年4月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第490号

成沢土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成21年4月22日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画（維持管理事業）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
山形市役所
- 縦覧に供する期間
平成21年5月15日から同年6月12日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南陽市川樋土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 村 均 一	南陽市川樋2018
同	高 橋 憲 雄	同 新田3945-79
同	安 部 哲 郎	同 川樋2036
同	近 野 利 一	同 川樋2060
同	本 木 正 一	同 川樋2068
監 事	窪 田 茂	同 新田643
同	新 関 三 津 男	同 川樋2248

山形県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	舟 山 壽 一	西置賜郡小国町大字増岡876番地
同	今 儀 一	同 大字小渡276番地
同	渡 部 茂 雄	同 大字岩井沢175番地

山形県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南陽市川樋土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年5月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 宗 一	南陽市川樋3337-2
同	遠 藤 幸 一	同 2379

同	遠藤伊三郎	同	2030
同	山田好美	同	2035
同	本木滋太	同	2015
監事	笹修一	同	3345
同	松田順一	同	2071

山形県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年5月1日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	金繁	西置賜郡小国町大字小渡314番地
監事	今儀一	同 大字小渡276番地
同	渡部茂雄	同 大字岩井沢175番地
同	伊藤孝太郎	同 大字田沢頭247番地

山形県告示495号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により県が施行している町道の改築工事を次のとおり完了する。

平成21年5月1日

山形県知事 吉村美栄子

路線名 (市町村名)	工事の完了の区間	工事の種類	工事の開始 年月日	工事の完了 年月日
若宮最上温泉線 (最上町)	最上郡最上町大字若宮字下白川853番2から 同 大字月楯字下川原25番17まで	橋梁整備工事	平成16. 3. 1	平成21. 5. 1

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年5月1日

山形県公安委員会

委員長 加藤 有 倫

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の期間及び場所

区 分	期 間	場 所
新規取得講習	平成21年7月1日（水）から同月7日（火）までの7日間	山形市東古館123番地 協同の杜J A研修所
追加取得講習	平成21年7月4日（土）から同月7日（火）までの4日間	

3 受講対象者

区 分	受 講 対 象 者
新規取得講習	<p>法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（旧検定規則第1条第1項に規定する空港保安検査業務及び常駐警備業務（以下「空港保安検査業務等」という。）に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（空港保安検査業務等に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p>
追加取得講習	当該警備業務以外の法第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込みを行う日において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者

4 定員

区 分	定 員
新規取得講習	30人
追加取得講習	15人

5 受講手続

(1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

ア 事前申込受付期間

平成21年5月18日（月）から同月22日（金）までの日の午前9時から午後4時まで。

イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ウ その他

事前申込者数が定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者にあつては居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者にあつては山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真をちょう付したもの）を直接持参すること。

区 分	書 類
新規取得講習	(ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書 (イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し (ウ) 3の(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面 (エ) 3の(4)に該当する者 次の受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面 a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面
追加取得講習	(ア) 上記(ア)から(エ)までに掲げる書類のいずれかの書類 (イ) 指導教育責任者資格者証等の写し

イ 提出期間

平成21年5月18日（月）から同月25日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する山形県証紙で納付すること。

なお、既納の受講手数料については還付しない。

区 分	額
新規取得講習	47,000円
追加取得講習	23,000円

6 その他

- (1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施し、追加取得講習は、新規取得講習と合同で実施する。
- (2) 講習受講に当たっては、新規取得講習にあつては初日の午前9時10分まで、追加取得講習にあつては初日の午後1時まで受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。
平成21年5月1日

山 形 県 労 働 委 員 会

会 長 濱 田 宗 一

氏 名	関 歴
濱 田 宗 一	山形県労働委員会会長、弁護士
立 松 潔	山形県労働委員会委員、山形大学教授
高 橋 和	山形県労働委員会委員、山形大学教授
浜 田 敏	山形県労働委員会委員、弁護士
伊 藤 庄 一	山形県労働委員会委員
飯 沢 稔	山形県労働委員会委員、山形富士通労働組合執行委員長
富 樫 洋 子	山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会委員長
神 尾 浩 司	山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長
岡 田 新 一	山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会事務局長
大 泉 敏 男	山形県労働委員会委員、自治労山形県本部執行委員長
鈴 木 合 子	山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役
長 岡 喬	山形県労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事
井 上 敬 三	山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社執行役員商事事業部事業部長
佐々木 秀 昭	山形県労働委員会委員、酒田商工会議所専務理事
元 木 清 行	山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー取締役総務部長
永 澤 孝	山形県労働委員会事務局長
佐 藤 清 夫	山形県労働委員会事務局審査調整課長

平成21年5月1日印刷
平成21年5月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部登
電話 山形 (631)2057 (631)2056